

物品(揮発油等)単価売買仕様書

宮崎南部森林管理署(日南・北郷地区)
宮崎南部森林管理署、酒谷、新村森林事務所
田代、板谷、黒荷田、郷之原森林事務所

1. 燃料の種類及び数量 下記内訳のとおり
2. 期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
3. 契約条件
- 1) 宮崎南部森林管理署、各森林事務所等^{※1}より半径2km以内及び5分以内のスタンド給油所又は宮崎南部森林管理署が指定する場所で給油可能なこと
 - 2) 月締めとし、翌月15日までに請求書の発行が可能なこと

※1 各森林事務所とは下記のとおり

事務所名	住所
酒谷 森林事務所	日南市大字酒谷乙7386
新村	日南市大字酒谷乙9172-1
郷之原	
黒荷田	
田代	
板谷	

内訳

品名	規格	単価	単位	備考
揮発油	無鉛85オクタン価以上	○○○	リットル	税抜き
灯油	白灯油	○○○	リットル	税抜き

・請求時には、上記単価を使用数量に乘じた金額に、消費税及び地方消費税を加算する。

なお、消費税及び地方消費税については、小数点以下切り捨てとする。

【予定数量】

品名	規格	予定数量(単位:リットル)
揮発油	無鉛85オクタン価以上	11,000
灯油	白灯油	100

・予定数量は見込みであり、最低発注数量を保証するものではない。